

スポーツにおけるデジタル技術を活用した「考える力」の育成に関する連携協定書

鳥取県北栄町（以下「甲」という。）と株式会社 SPLYZA（以下「乙」という。）は、以下のとおり、スポーツにおけるデジタル技術を活用した「考える力」の育成に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、スポーツにおいてデジタル技術を活用した「考える力」の育成を促進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力する。

- （1）乙が提供する映像分析ソフトウェアを活用した学びの促進や集積されたデータの活用に関すること
- （2）その他、前条の目的を達成するために必要と認められること

2 甲及び乙は、連携協力事項をすべて無償で行う。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、上記の規定にかかわらず、甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。

2 本協定は、期間満了の1か月前までに両者が協議の上、書面による新たな合意があった場合に限り延長することができるものとし、以後、延長後の期間満了に際しても同様とする。

（責任）

第6条 甲又は乙は、故意又は重過失がある場合を除き、本協定に基づき甲又は乙に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

（疑義が生じた場合等の取扱い）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、その取扱いを決定する。

2 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行う。

（その他）

第8条 本協定に定めるもののほか、第1条に定める目的の達成及び第2条に定める取り組みの実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙各自署名の上、各自1通を保有する。

令和7年4月9日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1

鳥取県北栄町

町長

手島 俊樹

乙 静岡県浜松市中央区相生町16-13

株式会社 SPLYZA

代表取締役

立井 寛之